

参考資料 18 玄米の検査規格

(1) 水稻うるち玄米及び水稻もち玄米

	最低限度		最高限度							
	整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒, 死米, 着色粒, 異種穀粒及び異物						異物 (%)
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒			
もみ (%)	麦 (%)	もみ及び 麦を除いたもの (%)								
1等	70	1等 標準品	15.0	15	7	0.1	0.3	0.1	0.3	0.2
2等	60	2等 標準品	15.0	20	10	0.3	0.5	0.3	0.5	0.4
3等	45	3等 標準品	15.0	30	20	0.7	1.0	0.7	1.0	0.6

規格外 1等から3等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であって、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの。

- 1 玄米の水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に1.0%を加算したものとする。
- 2 もち玄米には、その種類以外の玄米が1等のものにあつては1%、2等のものにあつては2%、3等のものにあつては3%を超えて混入してはならない。
- 3 玄米には、異物として土砂（これに類するものとして農林水産省政策統括官が定めるもの*を含む。）が混入してはならない。

※ 農林水産省政策統括官が定めるもの：石、ガラス片、金属片及びプラスチック片

【定義】

- 1 百分率とは、全量に対する重量比をいう。
- 2 整粒とは、被害粒、死米、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。
- 3 形質とは、皮部の厚薄、充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形、光沢並びに肌ずれ、心白及び腹白の程度をいう。
- 4 水分とは、常圧加熱乾燥法のうち、105度乾燥法によるものをいう。
- 5 被害粒とは、損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、芽くされ粒、虫害粒、胴割粒、奇形粒、茶米、碎粒等）をいう。
- 6 死米とは、充実していない粉状質の粒（青死米及び白死米）をいう。
- 7 着色粒とは、粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。ただし、とう精によって除かれ、又は精米の品質及び精米歩合に著しい影響を及ぼさない程度のもものを除く。
- 8 未熟粒とは、死米を除いた成熟していない粒をいう。
- 9 異種穀粒とは、その種類の玄米（もち玄米にあつては、玄米）を除いた他の穀粒をいう。
- 10 異物とは、穀粒を除いた他のものをいう。

(2)醸造用玄米

	最低限度		最高限度					色	
	整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒, 死米, 着色粒, もみ及び異物					
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	もみ (%)		異物 (%)
特上	90	特上標準品	15.0	5	3	0.0	0.1	0.0	品種固有の色
特等	80	特等標準品	15.0	10	5	0.0	0.2	0.1	品種固有の色
1等	70	1等標準品	15.0	15	7	0.1	0.3	0.1	品種固有の色
2等	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.5	0.4	
3等	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.0	0.6	

規格外 特上から3等までのそれぞれの品位に適合しない醸造用玄米であって、もみ及び異物を50%以上混入していないもの。

- 次の道県で生産された醸造用玄米に限り、その水分の最高限度は各等級とも本表の数値にそれぞれ次の数値を加算したものとする。
北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形及び福島 of 各道県, 1.0%
新潟, 富山, 石川, 福井, 鳥取, 島根及び沖縄 of 各県, 0.5%
- 玄米には、異物として土砂（これに類するものとして農林水産省政策統括官が定めるもの*を含む。）が混入してはならない。
※ 農林水産省政策統括官が定めるもの：石, ガラス片, 金属片及びプラスチック片
- 醸造用玄米には、もみを除く異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。

【定義】

- 百分率とは、全量に対する重量比をいう。
- 整粒とは、被害粒, 死米, 未熟粒, 異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。
- 形質とは、皮部の厚薄, 充実度, 質の硬軟, 粒ぞろい, 粒形, 光沢並びに肌ずれ, 心白及び腹白の程度をいう。
- 水分とは、常圧加熱乾燥法のうち, 105度乾燥法によるものをいう。
- 被害粒とは、損傷を受けた粒（発芽粒, 病害粒, 芽くされ粒, 虫害粒, 胴割粒, 奇形粒, 茶米, 砕粒等）をいう。ただし、醸造用玄米における胴割粒を除き損傷が軽微で精米歩合に影響を及ぼさない程度のもものを除く。
- 死米とは、充実していない粉状質の粒（青死米及び白死米）をいう。
- 着色粒とは、粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。ただし、とう精によって除かれ、又は精米の品質及び精米歩合に著しい影響を及ぼさない程度のもものを除く。
- 未熟粒とは、死米を除いた成熟していない粒をいう。
- 異種穀粒とは、その種類の玄米（もち玄米にあっては、玄米）を除いた他の穀粒をいう。
- 異物とは、穀粒を除いた他のものをいう。